

官報號外

昭和十八年二月二十八日

○帝國議會衆議院議事速記錄第十八號

昭和十八年二月二十七日(土曜日)

午後二時四分開議

議事日程 第十七號

昭和十八年二月二十七日

午後一時開議

第一 自動車交通事業法中改正法律案(政府提出、貴族院送付)

第二 藥事法案(政府提出、貴族院送付)

第三 船員保險法中改正法律案(政府提出、貴族院送付)

第四 軍事扶助法中改正法律案(政府提出、貴族院送付)

第五 敵國在留同胞ニ關スル決議案(前田米藏君外六十五名提出)

〔左ノ報告ハ朗讀ヲ經サルモ參照ノ爲茲ニ掲載ス〕

一議員ヨリ提出セラレタル議案左ノ如シ
敵國在留同胞ニ關スル決議案

提出者
米田 米藏君 綾部健太郎君
牛塙虎太郎君 小山倉之助君
大藏 唯男君 太田 正孝君

馬場 元治君 深水 吉毅君
津崎 尚武君 漢那 憲和君
馬場 元治君 深水 吉毅君
津崎 尚武君 漢那 憲和君

加藤 鯛一君 加藤鎌五郎君
勝 正憲君 金光 唐夫君
川崎末五郎君 川島正次郎君
清瀬 一郎君 久山 知之君
窪井 義道君 小柳 牧衛君
紅露 昭君 白鳥 敏夫君
眞藤慎太郎君 村邊 七六君
東條 貞君 武知 勇記君
永井柳太郎君 橋本欣五郎君
松永 東君 松木 忠雄君
山崎達之輔君 鶴見 祐輔君
勝田 永吉君 飯塚 茂君
青木 精一君 小高長三郎君
星 一君 今井 健彦君
小泉又次郎君 清水留三郎君
高岡 大輔君 平川松太郎君
大輔君 加藤 知正君
大輔君 小山邦太郎君 古田喜三太君
大輔君 藤本 捨助君

加藤 鯛一君 加藤鎌五郎君
勝 正憲君 金光 唐夫君
川崎末五郎君 川島正次郎君
清瀬 一郎君 久山 知之君
窪井 義道君 小柳 牧衛君
紅露 昭君 白鳥 敏夫君
眞藤慎太郎君 村邊 七六君
東條 貞君 武知 勇記君
永井柳太郎君 橋本欣五郎君
松永 東君 松木 忠雄君
山崎達之輔君 鶴見 祐輔君
勝田 永吉君 飯塚 茂君
青木 精一君 小高長三郎君
星 一君 今井 健彦君
小泉又次郎君 清水留三郎君
高岡 大輔君 平川松太郎君
大輔君 加藤 知正君
大輔君 小山邦太郎君 古田喜三太君
大輔君 藤本 捨助君

○議長(岡田忠彦君) 是ヨリ會議ヲ開キマス、委員長ノ
ス、日程第一、自動車交通事業法中改正法
律案ノ第一讀會ノ續ヲ開キマス、委員長ノ
報告ヲ求メマス——委員長横川重次君

第一 自動車交通事業法中改正法律案
(政府提出、貴族院送付)

第一 読會ノ續(委員長報告)
報告書

第一 自動車交通事業法中改正法律案
(政府提出、貴族院送付)

第一 読會ノ續(委員長報告)
報告書

第一 自動車交通事業法中改正法律案
(政府提出、貴族院送付)

第一 読會ノ續(委員長報告)
報告書

明治二十五年二月三十一日
第三種郵便物認可

馬場 元治君 深水 吉毅君
津崎 尚武君 漢那 憲和君
馬場 元治君 深水 吉毅君
津崎 尚武君 漢那 憲和君

臣ニ直屬セシメマンテ、綜合統一的運營ヲ
圖リタイト云フ點ガ、第一ノ點ゴザイマ
ス、第二點ハ、業者ニ對スル補助制度ヲ
擴大ヲ致シタト云フコト、第四ノ點ハ、組
合ノ制度ヲ改編致シマシテ、其ノ事業組合
及ビ其ノ聯合會ノ統制力ヲ、強化シタト云
ス、第三ノ點ハ、業者ニ對スル補助制度ヲ
運送命令ヲナシ得ルト云フコトデアリマ
ス、第六部選出決算委員 橋本 祐幸君

一昨二十六日議長ニ於テ辭任ヲ許可シタル
常任委員左ノ如シ
第六部選出決算委員 橋本 祐幸君

馬場 元治君 深水 吉毅君
津崎 尚武君 漢那 憲和君
馬場 元治君 深水 吉毅君
津崎 尚武君 漢那 憲和君

ルマデ、五回ニ亘リ開催致サレマシテ、其
ノ間祕密會等モ開催ヲ致シ、終始各委員カ
ラ眞摯ナル質問ガ提出致サレマシテ、之ニ
シ對シテ政府ヨリ亦懇篤ナル答辯ガアツクノ
デゴザイマス、其ノ詳細ハ速記録ヲ御覽願
ヒタイト思ヒマスガ、茲ニ二、三ノ事項ニ
關シテ御報告申上ゲタイト存ジマス

第一ニ今回ノ事業法ノ改正ハ結構デアル
ガ、自動車ノ總力ノ確保ニハ、自動車ニ關
スル根本方針、少クトモ日滿支ヲ通ズル自
動車基本政策ヲ樹立シナケレバナラヌト思
フガ、政府ニ於テ其ノ用意ガアルカドウカ、
右ノ質問ニ對シマシテ政府ハ、大東亞建設
審議會ニ於キマシテ、自動車ニ關スル基本
國策ノ樹立ヲ致シ、銳意ソレガ實施ヲ圖ツ
テ居ル現在デアルガ、特ニ日滿支間ニ於テ
ハ經濟懇話會等ノ機會ニ於テ、自動車部會
ヲ設ケテ相互連絡ヲ圖リ、萬全ヲ期シテ居
ルト云フ答辯ガアツタノデアリマス

次ニ自動車ニ關シマスル要員、資材、燃
料等ノ確保ヲ圖ルコトガ、自動車輸送力ヲ
確保致シマスル上ニ於ケル喫緊ノ要務ト思
フガ、之ニ對スル對策ハ、ドウデアルカト
云フ問ヒニ對シマシテ、現在要員、資材ト
モ各般ノ事情カラ極メテ窮屈デハアルケレ

シテ民間輸送力ト相補ヒ、輸送力増強ニ對シ、最善ノ努力ヲシテ居ルト云フ答辯ガアツタノデゴザイマス
ニハ、事業ノ一元的統合ヲ實施致シマシテ、一元的運營ヲ圖ルコトガ必要デアルト思フガ、政府ノ之ニ對スル所見ハドウデアルカト云フ質問ニ對シマシテ、統合ノ方法ニハ色々アルノデアルガ、自動車事業ガ其ノ發達ノ歴史ニ於キマシテ、比較的新シイノデアル、其ノ爲ニ弱少企業等、企業形態ニ於テ整備セラレザルモノ多數ヲ含ンデ居ルノデアルカラ、現在ノ段階ニ於キマシテハ、目下實施中ノ統合ノ方針ガ、最モ適切デアルト思フトノ答辯ガアツタノデアリマス、而シテ今後ノ問題トシテハ、ドウデアルカト云フコトニ關シマシテハ、今後ニ於テモ其ノ必要ガアリマスル場合ニ於テハ、更ニ高度ニ綿制ヲ強化スル積りデアルガ、併シナガラ大體ニ於テハ、其ノ運營形態ニ於キマシテハ、民營ヲ主トスルコトニ考ヘテ居ル、民營ヲ原則トシテ運營形態ヲ、今後トモ考ヘテ行クト云フ意味ノ答辯ガアツタノデゴザイマス、更ニ之ニ關聯致シマシテ、小運送ト地場運送トノ調整ノ方針ハ、ドウデアルカトノ質問ガアリマシタガ、之ニ對スル政府ノ答辯ハ、小運送へ鐵道ノ運營ト密接ナ關聯ヲ有シテ、比較的早クカラ業態モ整頓シテ參ツタノデアルカラ、其ノ點ニ於キマシテ一日ノ長ガアルノデアル、地場ノ貨

物自動車ハ、寧ロ最近ニ至ツテ其ノ統制統合ノ方
合ノ段階ニ立至ツタモノデアリマシテ、サ
ウ云フ見地カラ見マスルト、今回ノ貨物自
動車事業ノ統合ニ際シマシテハ、事業ノ性
質ト事業ノ發達ノ段階ニ適應セル統合ノ方
法ヲ執ツタ積リデアルカラシテ、左様御諒
承ヲ願ヒタイト云フコトデアツクノデアリ
マス、併シナガ更ニ政府ハ、統合ノ方式
ハ成程二元的ニナツテ居ルノデアリマスガ、
其ノ運營ノ方式ハ、一元的ニ之ヲ行ツテ行
ク方針デアル、小運送業者ト雖モ「トラック」
ヲ使用スル限リニ於キマシテハ、組合ニ入
ル義務ガアルノデアリマシテ、又現ニ入ツ
テ居ルノデアリマスガ、組合員トシテ組合
ノ統制ニ服スルコトニナリマシテ、且ツ小
運送ニ必要ナル車輛モ、組合ノ配車統制ニ
依リマシテ、地場運送側カラ融通スルコト
トシテアルノデゴザイマス、而シテ兩者ヲ
協調セシメマシテ、彼此相通ズル門滑ナル
運營ヲ計畫シテ居ルト云フ答辯デゴザイマ
シタ

スル所見ハドウデアルカト云フ質問ガアリマシタガ、之ニ對シテ政府カラ、國鐵ハ明治初年以來、鐵道國有ノ基本大方針ニ即リ、總テ其ノ時々ノ國策ニ從ツテ計畫ヲシ、之ヲ實施ニ移シテ參ツタノデアル、現在ノ戰時下ニ於テモ此ノ方針ニ何等變更ナク、國策ニ順應シテ運營シテ居ル次第デアリマスルカラ、其ノ意味カラ申シマスルト、國鐵ニ關シマスル限リニ於テ、何等収益主義ニ偏スルヤウナコトハ、絕對ニナイノデアリマス、更ニ鐵道收入改善ノ爲ニ、運賃ノ値上ゲノ意思アリヤ否ヤトノ質問ニ對シマシテ、我ガ國ノ鐵道ハ他國ト異ナリマシテ、從來旅客收入ノ割合ガ、貨物ニ比較シマシテ著シク多イノデアリマス、現在ノ狀態デハ貨物收入ハ、輸送ノ實費ヲ遙ニ割ツテ居ル狀態デアリマシテ、尙ホ目下石炭、其ノ他重要物資ガ、海運カラ陸運ニ轉移セラレマシテ、是等ヲ鐵道輸送ニ依ツテ貯ツテ行クベキ必要ノアリマスル今日、益々鐵道ノ會計ノ負擔ハ加重セラレツツアル傾向デアリマシテ、運賃ノ値上ニ關シマシテハ、本間國有鐵道ノ事業經營上ノ見地カラ之ヲ見マスルナラバ、業ニ已ニ値上ゲラ考慮スベキ段階ニ達シテ居ルノデアリマスルガ、本問題ハ國有鐵道ノ性質ニ鑑ミマシテ、又低物價政策、或ヘ其ノ他一般經濟情勢トモ睨合ハセマシテ、慎重ナル考慮ヲ重ネ以テ措置すべき問題デアルト考ヘテ居ル、斯様ナ答辯ガアツタノデゴザイマス、尙ホ今回ノ改正ニ依ル自動車運送事業組合、及び聯合會ノ性格ニ關スル質問等ガアリマシタガ、之ニ對シテ政府ヨリ、ソレドヽノ懇切ナル答辯ガアリ、

リ、又以上ノ外ニ瓦リマシテモ、自動車ノ要員ヲ他カラ徵用シタラドウデアルカ、又自動車用ノ木炭ヤ薪ノ確保ノ對策ハドウデアルカ、或ハ時局的ノ道路政策ニ付テ、特別ナル考ヘヲ以テ進ムベキ必要ガアルガ、之ニ對シテハドウ云フ用意ガアルカ等々、各般ノ事項ニ關シマシテ重要ナル質疑應答ガ重ネラレテ參ツタノデゴザイマスルガ、其ノ詳細ハ速記録ニ依リマシテ御承知ヲ願ヒタイト存ジマス

斯ク致シマシテ質問ヲ終了致シマシテ、二十五日午後一時討論ニ入りマシテ、翼賛政治會ヲ代表致シテ坂東委員カラ、原案賛成ノ表明ガアリマシテ、併セテ希望意見ノ開陳ガアツタノデアリマス、希望意見ハ要約致シマスルト、陸上輸送力ノ增强確保ハ、海運力ト相竝シニ、戦力ノ增强ニ重大ナル關係アルニ鑑ミ、物動計畫上其ノ必要資材ニ付キマシテハ、軍需ニ準ズル取扱ヲナスベキ必要ガアル、政府ニ於テハ此ノ點ニ關シ、尙一層ノ善處方ヲ望ムト云フ趣旨デアリマス、斯クシテ討論ヲ終リ、採決ヲ致シマシテ、全會一致原案通り可決致スベキモノトノ決定ヲ致シタノデゴザイマス、此ノ段御報告ヲ申上ガマス(拍手)

○議長(岡田忠彦君) 本案ノ第二讀會ヲ開クニ御異議アリマセヌカ

〔「異議ナシ」と呼ぶ者アリ〕

○議長(岡田忠彦君) 本案ノ第二讀會ヲ開キ、第三讀會ヲ省略シテ、委員長報告ノ通ス、仍テ本案ノ第二讀會ヲ開クニ決シマシタ

○議長(岡田忠彦君) 森下君ノ動議ニ御異

議アリマセヌカ

〔異議ナシト呼ブ者アリ〕

○議長(岡田忠彦君) 御異議ナシト認メマ

ス、仍テ直チニ本案ノ第二讀會ヲ開キ、議

案全部ヲ議題ト致シマス

自動車交通事業法中改正法律案

第二讀會(確定議)

○議長(岡田忠彦君) 別ニ御發議モアリマ

セヌ、第三讀會ヲ省略シテ委員長報告通り

可決確定致シマシタ(拍手)

日程第二乃至第四ハ同一委員ニ付託シタ

ル議案デアリマスカラ、一括議題トナスニ

御異議アリマセヌカ

〔異議ナシト呼ブ者アリ〕

○議長(岡田忠彦君) 御異議ナシト認メマ

ス、日程第一、藥事法案、日程第三、船員

保險法中改正法律案、日程第四、軍事扶助

法中改正法律案、右三案ヲ一括シテ第一讀

會ノ續キヲ開キマス、委員長ノ報告ヲ求メ

マス——委員長清水留三郎君

○清水留三郎君 只今議題トナリマシタ藥

事法案、船員保險法中改正法律案、及ビ軍

事扶助法中改正法律案ノ三件ニ付キマシテ、

第三、船員保險法中改正法律案(政府

提出、貴族院送付)

第一讀會ノ續(委員長報告)

第四、軍事扶助法中改正法律案(政府

提出、貴族院送付)

第一讀會ノ續(委員長報告)

報告書

一藥事法案(政府提出、貴族院送付)

右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致

候此段及報告候也

昭和十八年二月二十六日

委員長 清水留三郎

衆議院議長岡田忠彦殿

報告書

一軍事扶助法中改正法律案(政府提出、貴族院送付)

右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致

候此段及報告候也

昭和十八年二月二十六日

委員長 清水留三郎

衆議院議長岡田忠彦殿

報告書

一船員保險法中改正法律案(政府提出、貴族院送付)

右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致

候此段及報告候也

昭和十八年二月二十六日

委員長 清水留三郎

衆議院議長岡田忠彦殿

報告書

一軍事扶助法中改正法律案(政府提出、貴族院送付)

右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致

候此段及報告候也

昭和十八年二月二十六日

委員長 清水留三郎

衆議院議長岡田忠彦殿

報告書

一軍事扶助法中改正法律案(政府提出、貴族院送付)

右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致

候此段及報告候也

昭和十八年二月二十六日

委員長 清水留三郎

衆議院議長岡田忠彦殿

報告書

一軍事扶助法中改正法律案(政府提出、貴族院送付)

右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致

候此段及報告候也

モノデアリマシテ、即チ藥事行政ノ適正、醫藥品ノ配給ニ關スル圓滑等ヲ期スル爲ノ

法案デアリマス、案ノ内容トシテ重要ナル

點ハ三點デアリマシテ、一ハ藥劑師ニ關スル點、一ハ藥劑師會ニ關スル點、一ハ醫藥

品ノ供給ニ關スル點ナノデアリマス、藥劑

師ニ關スル點ニ於キマシテ、藥劑師ノ定義ト致シマ

シテハ、藥劑師ハ調劑ヲ主トシ、醫藥品ノ

配給ヲ從トシテ居ルノデアリマス、所ガ是

デハ現下ノ時代ニ適應シナイ、是ニ於テカ

藥劑師ノ定義ト致シマシテ、調劑竝ニ醫藥

品ノ供給ヲナス外ニ街ノ化學者トシテ、保

健衛生ノ爲ニ貢獻セシメント云フ公共的ノ

性質ヲ帶ビサシタノデアリマス

第二點ハ藥劑師會ノ問題デアリマスルガ、

藥劑師會ノ組織及ビ職能ノ強化刷新ヲ期シ

タノデアリマス、從來勤トモスルト藥劑師

會ト云フモノハ、同業組合的ニ化シテ居ツ

タノデアリマス、之ヲ今回保健國策ニ即應

スルト云フヤウノ制度ニ改メタノデアリマ

ス

第三點ハ、醫藥品ノ配給其ノ他ニ關スル

問題デアリマスルガ、賣藥ニ於キマシテハ、

今マデ許可主義デアリマシタ、併シ新藥新

製剤ハ届出ヲスレバ濟ンデ居ツタノデアリ

マス、故ニ賣藥トシテ許可ヲ得ルコト困難

ナルモノガ、或ハ多少ノ體裁ヲ變ヘテ、新

藥トシテ届出ノミデ世ノ中ニ賣ラレテ居ツ

タ例モ少クナインデアリマス、又賣藥部外

品ノ中ニハ、醫藥品類似ノモノガ相當ニア

ルノデアリマス、之ヲ今回統制致シマシテ

リマス

第一ハ、本法案ノ内容ヲ以テシテ、果シ

テ戰力増強ニ資シ得ラルカト云フ質問デ

ゴザイマス、之ニ對シマシテ政府ハ、本法

テ從來ノ儘デ居ルナラバ、醫藥品ハ一部ニ偏在致シマシテ、一般ニ行渡ラザルト云フ
軍需資材、其ノ他ノモノ、多ク共榮圈内ニ傾向ヲ生ズルノデアリマス、殊ニ大東亞共榮圈内ニ於キマシテ、日本ト致シマスルト、彼等ノ要求スルモノヲ輸出スルコトガ出來

ナイナラバ、彼等ノ人心ハ日本カラ離ルルノデアリマス、是ニ於テカ此ノ整備ヲ斷行

致シマシテ、或ル部分ハ大東亞共榮圈内ニ輸出シナケレバナラヌノデアリマス、少キ

資材ヲ以テ多クノ用途ニ充テル爲ニハ、茲ニ一大改革が必要ニナツテ居ルノデアリマス、

今政府ハ企業整備令ニ於キマシテ、賣藥具ノ他ノ整備ヲ斷行最中デアリマス、例ヘテ

見レバ賣藥ノ如キニ於キマシテハ、今マデ四十万ト言ハレリマス、四十万アル賣藥ヲ其ノ儘存置スル譯ニハ參リマセヌカ

ラ、之ヲ或ル程度ニ縮小スルト云フノデアリマス、更ニ製藥ノ中ニ於キマシテモ、餘りノモノモ相當出テ居リマス、資材缺乏ノ場合デアリマスルカラ、之ヲ整理スルト云フ

コトハ當然デアリマスルシ、更ニ配給機構ト云フモノガ、今マデハ非常ニ複雜多岐デ

アリマシタ、之ヲ整理スル爲ニ、今回ノ此ノ案ガ生レ出タノデアリマス、サウシテ此ノ藥事法案ハ、今年ノ秋ヨリ政府ハ實施ス

ルト云フコトデアリマス

今私ハ委員會ニ現ハレマシタル本法案ニ對スル質疑應答ノ概要ヲ申上ダライノデア

ゴザイマス、之ニ對シマシテ政府ハ、本法

案ハ國民體力ノ向上ヲ期スル爲ニ、藥事衛生ニ關スル諸般ノ制度ヲ整備セントスルノツテ、今後藥劑師及ビ藥劑師會ニ對シテ指導督勵ヲ加ヘ、醫藥品ニ對シテハ、生產配給等各部門ニ瓦ツテ諸般ノ施設ヲ講ジテ戰力増強ニ資シ得ルコト確信スルト云フ政府ノ答辯デアリマシタ

第二ハ、本法案ノ内容トスル所ハ、概ね國家總動員法ニ依ツテ處置シ得ラルト思フガ、特ニ本案ヲ提出シタ理由如何ト云フ問題デアリマス、之ニ對シマシテ政府ハ總動員法ニ依ツテ處置シ得ラレザル重要事項ガ多イ、又處置シ得ラル事項ガアルト致シマシテモ、本法案ガナケレバ、十分ノ成程ヲ期スルコトハ困難ダ、又手數ヲ省ク爲ニ於キマシテモ、本法案ハ第三ニハ、醫藥分業ニ對スル政府ノ所見ヲ質シマシタノニ對シテ、政府ハ醫藥分業ハ多年ニ瓦ル重要ナル問題デアリマシテ、本法ニ於テハ從來通り、即チ調剤ハ藥劑師ヲ質シマシタノニ對シテハ、診察シタ患者ニ對シテハ多年ニ瓦ル重要ナル問題デアルカ

第四點ト致シマシテハ、醫療國營竝ニ醫藥團ニ關スル質問デアリマシタ、醫療國營ニ對シマシテ厚生大臣ハ、現在世界ニ於

果ト云フモノハ、醫者ハ不親切トナリ、患者ハ激増シ、死亡率ハ増加シテ居ル、此ノ爲ノ「ソ」聯邦デスラ今日ハ醫療國營ヲ斷念シ、第二ハ、政府トシテハ今日醫療國營ヲスル考ヘハ毛頭ナイト云フノデアリマス

次ニ營團ノ問題ニ付キマシテ、政府ハ營團ノ如キ特殊機關ヲ設ケテ、全部面ニ醫藥品ノ國家管理ヲ徹底スルト云フコトハ、只今ハ考ヘテ居リマセヌ、今後事態ノ推移ニ即應シテ、各般ノ施設ヲ強化シ整理シテ、醫藥品ノ供給ニ遺憾ナキヲ期シタイト云フ政府ノ答辯デゴザイマシタ

次ハ藥種商ニ關スル問題デゴザイマス、

此ノ法案ハ藥種商ノ範圍ニ付テ、何等カノ制限ヲ加ヘルノデハナイカ、指定藥品ニ付

テハ、ドウ云フ方針ヲ採ルカト云フ質問ガ

アリマジタ、之ニ對シマシテ政府ハ、指定

藥品ノ制度ハ現在已ムヲ得ナイ、併シ或ル

程度検討ヲ加ヘル餘地モアルト思フカラ、

今後此ノ實際ノ問題ヲ決メル場合ニ於テ、

十分考慮シテ見タイト云フノデアリマス、

又藥種商ニ對シテハ、現行法ト何等變ツタ

コトガナク、何等制限ハ特ニ加ハツテ居ラ

スト云フ答辯デゴザイマシタ

次ニ藥品中ニ於テ醫師向ノ藥品ガアリ、

一般向ノ藥品ガアル、醫師ガ特ニ用ユル醫

師用ノ藥品ノ配給ニ付テハ、日本醫師會ヲ

活用シテ、之ヲ一元化スル必要ハナイカト

云フ質問ガゴザイマシタ、之ニ對シマシテ

ニ、醫師ニ對シテハ診察シタ患者ニ對シテ

ハ多年ニ瓦ル重要ナル問題デアリマシテ、

本法ニ於テハ從來通り、即チ調剤ハ藥劑師

ヲ質シマシタノニ對シテハ、診察シタ患者ニ

對シテハ、診察シタ患者ニ對シテハ、診察シ

タ患者ニ對シテハ、診察シタ患者ニ對シテ

ハ、診察シタ患者ニ對シテハ、診察シタ患者ニ

對シテハ、診察シタ患者ニ對シテハ、診察シ

タ患者ニ對シテハ、診察シタ患者ニ對シテ

トモ聞イテ居ル、是ハ極メテ危険デハナイ
カ、本法案ニ是等ノ農業藥品ヲ包含シ、取
締ノ徹底ヲ圖ル意思ハナインデアルカ、政府
ノ考ヘハドウカ、此ノ六項目ニ對スル私ノ
質問ニ對シマシテ、小泉厚生大臣ヨリ次ノ
如キ答辯ガアツタノデアリマス

第一ノ質問ニ對シマシテハ、藥事法所期ノ目的ヲ達スル爲ニハ、御話ノ如ク之ニ關係アル總テノ方々ノ格段ノ御努力ヲ願ハナケレバナラナイノデアリマシテ、御話ノ點ニ付キマシテハ全ク同感デアリマス、御趣旨ノ點ニ付テハ本法案運用上十分意ヲ用ヒテ、所期ノ目的ヲ達スルヨウ萬遺憾ナキヲ期シサイトト存ズルノデアリマス

第二ノ問題ニ對シマシテハ、大東亞共榮圈ニ對スル醫藥品ノ供給ノ確保ド、其ノ醫藥資源ノ開發利用ノ緊要ナルコトハ、全ク御說ノ通りデアリマシテ、現在醫藥品ノ供給確保ニ關シマシテハ、國內ニ於ケル生産力ノ擴充等極力供給力ノ增强ニ努ムルト共ニ、關係方面ト連絡ヲ密ニシ、一定ノ計畫ニ基イテ、是ガ供給ノ方途ヲ講ジテ居ル次第デアリマス、又南方共榮圈内ノ問題ニ於キマシテ、南方醫藥資源ノ開發利用ニ付キマシテハ、其ノ狀況ノ調査ヲ行フト共ニ、是ガ集荷ノ爲メ必要ナル措置ヲ講ズル等遺憾ナキヲ期シテ居ル次第デアリマス、今後益々關係各方面ト一致シテ、各般ノ施設ヲ整備シ、御趣意ニ副ヒタイト思ヒマス

第三ニ對シマシテハ、醫藥品供給ノ確保ニ關スル御意見ハ、洵ニ御同感デアリマス、一部進行中デアリマスガ、政府ニ於キマシテハ、全般的ニ研究ヲ加ヘ、速カニ其ノ實現ヲ期シサイトト存ズル次第デアリマス

次ニ生産、配給等ノ機構ノ改善強化ニ關シマシテモ、具體的方策ニ付キ銳意考究致シテ居ルヤウナ次第ニアリマシテ、事態ノ推移ニ即應シテ、必要ナル機構ノ設備ヲ圖リ、醫藥品ノ供給ニ萬全ヲ期シタイト存ズル次第ニアリマス。

第四、醫療費ノ適正ヲ期スルコトハ、國民保健ノ見地カラ最モ肝要ナルコトデアリマス、仍テ醫師ノ受クベキ醫療報酬ニ關シマシテハ、曩ニ制定セラレマシタ國民醫療法第二十五條ニ規定ヲ設ケテ居ルノデアリマス、醫師ノ藥價ニ付キマシテハ、之ニ依ツテ規制シ得ルノデアリマシテ、藥劑師ノ調剤報酬ニ付キマシテハ、本法案第二十條ニ其ノ規定ヲ設ケテ居ル次第ニアリマス、而シテ今後藥價令ノ如キモノヲ定メテ、兩方ヲ一緒ニ規定スルカ否カト云フコトニ付キマシテハ、兩者ハ密接ナル關係ヲ有スルモノデモアリマスカラ、今後十分考慮シテ見タイト思フノデアリマス。

第五、御話ノ如ク現在ノ指定藥品ノ品目ハ、前ノ改正以來既ニ相當ノ年月ヲ経過シテ居ルノデアリマス、或ル程度検討ヲ加ヘル餘地ガアルト云フコトハ考ヘラレテ居リマスカラ、御趣旨ヲ尊重シ、檢討致シテ見タイト思フノデアリマス。

第六、農業用藥品ハ醫藥品ニアリマセヌカラ、其ノ中、毒性、劇性ノ強イモノニ付キマシテモ、本法案ノ適用ヲ受クルコトハ致キマシテハ、現在毒物劇物取締規則ニ依リマシテ、取締ヲ行ツテ居ル次第ニアリマスガ、御話ノ如ク、取締上注意ヲ要スペキ點ガアルト致シマシタナラバ、今後一層留意致シマシテ、取締ヲ行ツテ居ル次第ニアリマス。

次イデ船員保険法中改正法律案ニ移ツタノデアリマス、船員保険法中改正法律案ニ付テ、簡単ニ御説明申上ゲマス、大東亞戰爭遂行下ニ於テ、極メテ重要スル海上輸送力確保ノ爲メ、危險ヲ冒シテ困難缺乏ニ耐ヘ、挺身其ノ化ノ規定デアリマス、船舶所有者ノ船員扶助及ビ手當ノ義務ヲ、本法案ニ取入レタノデアリマス、第二ハ、戰時危險區域ヲ航海スル船舶ニ乗込ム船員ニ、被保險者タル期間ニ付テ、一定割合ヲ加算ヲ附シタノデアル事項ノ整備デアリマス、船員保険ニ關する保護ヲ含シダノデアリマス、第四ハ、福祿施設ニ對スル規定、保險醫制度其ノ他必要ナル事項ノ整備デアリマス、船員保険ニ關する質疑モ數多アツタノデアルガ、其ノ中特ニ重要ナル一點ダケヲ、茲ニ御紹介申上ゲマス、時局下ニ於テ船員保護對策トシテ、何トナク物足リヌノデハナイカト云フ質問ニ對シマシテ、政府ハ時局下ノ船員保護ハ、官民諸施設ト相俟ツテ綜合的ニナスペキモノデアル、本改正案ハ社會保険タルノ立場ニ於テ、能フ限リノ考慮ヲ拂ツタト云フノデアリマス、更ニ質疑ノ主ナルモノノ項目ダケヲ此處ニ申上ゲマス
保険給付ヲ受ケベキ期間ガ、下船後十日以内デ消滅スルハ短カ過ギハシナイカ、給付期間ガ九箇月ハ同ジク短カクハナイカ、延長給付ヲナス疾病ノ結核以外ニ、神經痛其ノ他疾病ヲモ加フル必要ハナイカ、給付

期間満了後、尙ほ治癒セザルモノニ對スル問題、死亡手當ニ關スル問題、其ノ他各般付ニ將來ノ方針如何、船員ノ家族ニ對スル給付ノ問題、死亡手當ニ關スル問題、其ノ他各般付ニ瓦ツテノ質疑ガアリマシタ、之ニ對シテニ現役下士官ノ家族ニ對スル扶助制度ヲ設ケタコト、下士官兵ノ家族ニ對スル扶助制度ヲ延長シタコトアリマス
又軍事扶助法中改正法律案ニ付キマシテハ、是ハ現下軍人援護ノ徹底ヲ期スル爲ニアリマシテ、改正ノ内容ハ、一ハ現行法ニ於ケル傷病兵ノ範圍ヲ擴張シタコト、新タニ現役下士官ノ家族ニ對スル扶助制度ヲ設ケタコト、下士官兵ノ家族ニ對スル扶助制度ヲ充スルト共ニ、方面委員、大日本婦人會等シマスルガ、現下ノ時局ニ鑑ミ更ニ軍事姪護ノ精神ヲ昂揚シ、軍人援護教育ノ普及及圖ル必要ハナイカ、軍人援護ノ徹底ヲ期スル爲ニ、市町村銃後奉公會ヲ、更ニ強化擴充スルト共ニ、方面委員、大日本婦人會等ヲシテ、積極的ニ參加協力セシムル必要ハナイカ、軍人援護事業ハ生業援護ニ重點ヲ注グベキデハナイカ、特ニ遺族、家族、傳瘍軍人ノ授產就職方面ニ新工夫ヲナス必端ハナイカ、遺族、家族竝ニ傳瘍軍人ノ子女人育英等ヲ、更ニ強化スル必要ハナイカ、現在ノ經濟事情ニ照シテ、軍事扶助ノ支出ノ限度ヲ引上ダル意思ハナイカ、傳瘍軍人再教育竝ニ結婚獎勵ニ付キ、更ニ格段ノ考慮ヲ拂フノ必要ハナイカ、是等ノ質問ニ對シテ政府ヨリ一々答辯ガアリマシタ、是亦速記錄ニ譲リマス
斯クシテ委員會ハ昨日ノ午後開會致シテ、小泉純也君ガ翼賛政治會ヲ代表シテ、對シテ政府ヨリ一々答辯ガアリマシタ、起立ニ間ビ

是より八山女安湯ノハ尋覈ハノ後政機設シヨウノノ般ノ府ノ

一貫シタ統制ガ出來上ツテ居ル、併シ實際ニ此ノ統制計畫ガ實施サレル所ヲ見ルト、ソレハ末端ニ於テ横ノ連絡ガナケレバ、此ノ統制計畫ト云フモノハ實行出來ルモノデナイン、例ヘバ勞務ノ問題ニシテモ、或ハ輸送ノ問題ニ致シマシテモ、或ハ勞務者住宅ノ問題ニシテモ、此ノ統制計畫ガ地元ノ現場ニ於テ、其ノ地方ノ經濟產業ト密接ナル連絡ヲ執ラナケレバ、實行ノ出來ルモノデハナイ、是ガ今日マデ我國ノ統制經濟ノ實現ノ上ニ、困難ヲ來シタ重要ナ點デアル、然ニ今日ノ實情ヲ見ルト、此ノ末端ニ於ケル所ノ横ノ連絡ヲヤツテ居ル行政ト云フモノハ地方廳デアル、其ノ地方廳ト一體トナツテ此ノ統制ノ連絡調整ニ當ル所ノ機構ガ必要デアル、然ニ今日ハ其ノ機構ガ缺ケテ居ル、商工會議所ト云フモノハ、今日マデ此ノ點ニ力ハ入レテ居ツタケレドモ、商工會議所ノ機構其ノモノカラ言ツテ、其ノ目的ヲ達スル上ニ十分デナイン、ソコデ此ノ度商工經濟會ト云フモノノシ設置シタノデアル、サウシテ地方長官ガ其ノ統制ノ權力ヲ實行スル場合ニ於テハ、此ノ商工經濟會ガ必ず地方長官ノ後ロニクト云フコトヲ、商工大臣ヨリ詳細ナル御説明ガアリマシタ、要スルニ商工經濟會ノ活動付イテ居ツテ、表裏一體トナツテ統制計畫ノ實行ニ當ラセル、斯ウ云フ仕組デアルト云フコトヲ、商工大臣ヨリ詳細ナル御説明ガアリマシタ、要スルニ商工經濟會ノ活動ノ重點ト云フモノハ、何處ニアルカト言ヘバ、統制ノ計畫ト實行トヲ一致セシメル、サウ云フ點ニ存在スルノデアルト云フノデテ居ラナイ、權限ト云フヨリモ積極的ニ、

全面的ニ、綜合的ニ地方長官ト一體トナツ
テ參畫スルト云フ意味デアル、斯ウ云フ說
明デアリマス、併シナガラ實際ノ運用ノ上
カラ考へテ、權限が必要デアルト云フコト
ナラバ、今日權限委譲ノ勅令モ出テ居ルノ
デアルカラ、ソレニ依ツテ與ヘテモ差支ヘ
ナイト云フ答辯デアリマシタ、第二ノ點ハ
產業經濟ノ中央機構等ニ關スル問題デアリ
マス、今回ノ商工經濟會法案ヲ見テミルト
中央機構ガナイ、是マデハ日本工商會議所
ト云フモノガアツクノデアルガ、今回ハソ
レ等ノ規定ガナイ、又數府縣ニ通ズル所ノ商
工經濟會ノ設置ガナイノハ、ドウ云フ譯デ
アルカ、ソレ等ガ必要デハナイカト云フ質
問ニ對シマシテ、商工大臣カラ、商工經濟
會ト云フモノハ道府縣單位デ、道府縣ト表
裏一體ノ關係デ今回ハ設置セラルコトニ
ナツクノデアルガ、今日ノ產業經濟ノ實際
ヲ見ルト、府縣ノ行政區畫下、經濟ノ活動
範圍ト云フモノハ、必ズシモ一體トナルモ
ノデハナイ、隨テ數府縣ニ亘ツテ商工經濟
會ヲ作ルト云フコトモ考へテハ見タノデア
ル、併シナガラ今日ノ統制經濟ノ運營ガ實
際行ハル所ヲ考へテ見ルト、行政機構ト
一體トナラナケレバ、其ノ實行ハ不可能デ
アル、ソレ故ニサウ云フ數府縣聯合ノ會ガ
出來上ル、サウシテ實際問題ヲ其ノ地方地
方ノ經濟「ブロック」ニ於テ解決スルト云フ
コトハ、ソレハ實際上起り得ルコトデアリ、
又希望スル所デアルガ、之ヲ法文ノ上ニ現
ハシ、之ヲ制度化スルコトニ付テハ、國家
行政機構ト睨合ハセタ上デナイト、是ハ實
行出來ナインデアル、所謂道州制度ト云フ
ヤウナモノガ出來タ時ニハ、此ノ數府縣ニ
通ズル所ノ商工經濟會ヲ設置スル、斯ウ云

次ニ中央機構ニ付キマンテハ、今日ノ經濟界ノ活動ニ付テ、既ニ中央ニハ各種ノ機関ガアルノデアル、今マデハ日本商工會議所ガアリ、其ノ外ニ日本經濟聯盟ガアル、或ハ東亞經濟懇談會ガアル、或ハ物價統制協議會ガアル、或ハ統制會ノ横ノ機關トシテハ、重要產業協議會ト云フモノガアル、且ユル有力ナル機關ガ中央ニ集ツテ居ルノデアル、隨テ是等ノ諸團體ヲ見テミルト、同一人ガ澤山入ツテ居ル、ヤツテ居ルコトアリ、カラ説明ニ行ク時ニハ、方々ニ行カナクチヤナラナイ、斯様ニ狀態ニ產業經濟ノ有力團體ガ存在シテ居ルコトハ適當デナイ、隨テ是ハ何トカ致サナクテハナラスト云フコトガ、今日ノ問題トナツテ居ル、ソコデ商工經濟會ノ中央機構ヲ、今日決メテシマツテ固定サセルト云フコトニナルト、是等ノ凡ユル有力ナル團體ヲ統制スル時分ニ支障ニモナル、政府ニ於テモソレ等ノ點ニ鑑ミテ十分調査ヲ致シテ居ル、今後戰時經濟ヲ強力ニ遂行シテ、更ニ大東亞共榮圈ノ經濟發展等ヲ考ヘテ、世界政策ノ一端ヲ日本ノ經濟面ニ於テ受持ツベキ立結成セシムベキカニ付テハ、今尙ホ研究會ヲ構成シテ固定サセルヤリ方ハ、適當デハ續ケテ居ルガ、是ハ早急ニ考究シテ具體の方策ヲ立テテ、サウシテ實行ヲ致サナクテハナラナイ、ソレニハ商工經濟會ノ中央問題トシテハ、中央ニサウ云フ綜合的ナ機

關が出來上ルト云フコトモアリ得ルデアラウ、ソレモ亦必要デアラウ、隨テ今申シタ有力ナル包括的ナ、綜合的ナ全日本、大東亞ヲ包擁スル所ノ大經濟團體ガ出來上ルマデハ、自然ノ狀態ニ委シテ置ク、斯ウ云フ答ヘデアリマシタ、ソレニ對シテ、ソレデハ圓滑ニ實行サレルト云フコトニナルト、案外早ク出來ルデアラウ、斯ウ云フヤウナ答辯デアリマシタ

第三ハ、商工組合制度ニ付テデアリマスガ、是ハ時間ノ關係上省略致シタイト思ヒマス、即チ今回商工組合制度ハ、統制組合ト施設組合ト、商工組合中央會ト云フ三ツノ機關ヲ作ルノデアリマスガ、從來ノ工業組合、商業組合、同業組合、或ハ重要產業團體令ニ依ル所ノ統制組合、是等ヲ打ツテ一丸トシテ統制組合ヲ作ル、施設組合ヲ作ル、斯ウ云フモノノデアリマス、其ノ著シイ點ハ、從來ノ組合ト云フモノハ、業界ノ改善ト云フヤウナ點ニ重點ガアツテ、サウシテ最近統制ノ事業ト云フモノガ、ソレニ加ハツテ居ツタノデアリマスガ、今回ノ統制組合ト云フモノハ、統制ノ事業ト云フモノヲ行フコトガ重點デアツテ、此ノ統制ノ確保上必要ナル或ル限度ノ經濟行爲ヲ行フ共同施設ヲナスコトガ出來ル、斯ウ云フヤウニ逆ニナツタノデアリマス、是等ノ詳細ニ付キマシテハ、之ヲ省略致シマスガ、此ノ商工組合制度ニ關聯致シマシテ問題トナツタノハ、統制會社ノ問題デアル、今日統制會社ハ八百有餘ニ垂ントスルノデアリマスガ、此ノ統制會社ヲ今度ハ商工組合制度ノ

ノデアルカ、斯ウ云フ質問デアリマス、之ニ對シテ商工大臣ハ、ソレハ出來ルダケ今度ハ統制組合デ行キタイ、成ルベクサウナリ得ルモノハサウシタイ、併シナガラ現實ニアルモノニ付テハ、是ハ一々抽象的ニ言フ譯ニハ行カナイノデ検討ヲ要スル、殊ニ委員カラ問題ニナリマシタノハ、纖維ニ關係スル統制會社ノ問題デアツテ、例ヘバ銘仙一反ガ生絲百匁七圓五十錢ナノガ、消費者ノ手ニ入ル時ニハ十七圓九十錢ニナル、色々ノ統制配給ノ會社ガアツテ、其ノ間ニ口錢ヤ手數料ヲ取ツテ居ル、是デハ困ル、單純化シテ統制組合デヤツテ行ク方ガ適當デハナイカト云フ質問ガアリマシタガ、之ニ對シテハ商工大臣カラ、此ノ纖維關係ノ統制會社ト云フモノハ統制ヲヤルト同時ニ、一方デハ企業再編成ノ問題モ含メテ來テ居ルノデアル、支那事變以來非常ニ簡單化シ、單純化シテ來テ居ル、例ヘバ轉廢業ナドニ對スル資金ナドヲ、更生金庫カラ其ノ會社ガ借リテ肩替リヲシテヤツテ居ル、斯ウ云フヤウナ關係モアツテ、サウ云フ色々非難ガ起ルヤウナコトモ起ツテ居ルカモ知レナイガ、是ハ自分ノ考ヘデハ、ヤハリ統制會社ニシテ置イテ、サウシテソレヲ整備シテ單純化シテ行ク方ガ適當デアラウ、斯ウ云フ答辯デアリマシタ

關係ヲ明朗ナラシムルヤウニ解決ヲスベキ
デハナイカ、斯ウ云フ質問デアリマス、之
ニ對シテ商工大臣、農林大臣カラ詳細ナル
答辯ガアリ、又一日ハ懇談會ヲ開キマシテ、
農林、商工ノ事務當局ヲ呼ンデ、詳細ナル
實情ヲ聽イタノデアリマス

之ヲ極ク簡單ニ要約シテ申シマスルト、
元々生産ハ農林省、配給ハ商工省ト云フ時
代ニ於テハ、所謂反產運動ト云フヤウナ問
題ガアツタノデアルガ、一昨年以來食糧其
ノ他農林畜水產物ノ集荷配給ノ權限ガ農林
省ニ移ツテカラ、自分カラ見ルト、商人モ
農業者モ同ジ子供ノヤウデアルカラ、其ノ
後段々サウ云フ方面ハナクナツテ來タノデ
アル、最近中小企業ノ整備ニ伴ウテ、產業
組合ガ其ノ方面ニ進出スルト云フ噂モ聞イ
テ居ル、ソレニ付テハ實情ニ即シテ、十分
諒解ヲ得テ、圓滿ニ處置スルヨリ外ニナイ、
結局農林畜水產物ノ集荷配給ハ、原則トシ
テ、集荷ハ生產者團體、配給ハ商業者ヲシ
テ、之ニ當ランムルト云フ建前ニナツテ居
ルノデアツテ、米、麥、木炭、藁工品ニ付
テハ、其ノ措置ヲ執ツテ來テ居ル、又生產
資材ニ付テハ、是ハ單ニ價格數量ノ問題デ
ナクシテ、適期ニ配給スルト云フ必要ガア
ル、隨テ是ハ生產計畫ヲ確保スル上カラ言
フト、今回新タナル農業團體ガ出來タノデ
アルカラ、此ノ農業團體ヲシテ、一本ニヤ
ラシメル方ガ適當デアルト思フ、サウ云フ
意圖ヲ自分ハ持ツテ居ル、斯ウ云フ説明デ
アリマシタ、雜貨等ニ付テハ、是ハ從來ノ
商業者ガヤツテ居レバ、ソレデ宜ノデア
ツテ、ソレヲ農林團體ニヤラセル、斯ウ云
フ考ヘハナイ、商工大臣ハ此ノ問題ニ付テ

ハ、企業整備ノ結果、産業組合ガ進出ヲス
ルト云フコトハ、是ハ非常ナル社會問題ヲ
惹起シ、又企業整備ノ上ニモ惡影響ヲ及ボ
スノデアルカラ、是ハ企業許可令ニ依ツテ
産業組合ニ許可シナリ方針ヲ執ツテ居ル、
一般的ニ言フト、斯ウ云フ事變下ニ於テ、急
激ナル變更ヲ與ヘルト云フコトハ適當デナ
イノデアルカラ、現狀ノ儘ニナスト云フコ
トガ今日ハ必要デアルト思フ、併シナガラ
一々具體的ノ問題ハ商工、農林ガ十分ナル
連絡ヲ執ツテ、實情ニ即スルヤウニ解決ヲ
スルヨリ外ニナイ、吾々委員ノ方カラ考へ
マスルト、懇談會ノ結果等カラ見テモ、未
ダ此ノ問題ニ付テ農林、商工兩省ノ間ニ、
多々協議スペキ問題ガ殘ツテ居ルヤウニ
思ヒマス、商工當局ニ於テハ既ニ案ヲ持ツ
テ居ラルヤウニ思フ、隨テ速カニ此ノ際
是等新制度ガ出來上ルニ際シマシテ、適當
ナル解決策ヲ立テラルコトガ必要デアル
ト云フコトハ、委員一同ノ要望デアリマス
(拍手)此ノコトヲ茲ニ御報告申上ゲルト共
ニ、政府當局ニ對シ此ノ點ニ十分ナル注意
ヲ御喚起致ス次第アリマス

點カラ考ヘマスルナラバ、此ノ證券取引所ノ職員ノ機密漏洩ト云フモノハ甚大デアル、然ルニ斯クノ如ク刑罰法規ニ差ガアルト云フコトデハ、不均衡モ甚ダシイノデアル、此ノ問題ニ對シマシテハ、過日日本證券取引所法案ノ審議ニ當ツテ、司法大臣カラ、斯ウ云フ經濟違反ニ關スル所ノ諸法規ハ、設ケテ、サウシテ均衡ヲ得ルヤウニ研究ヲシテ、來ルベキ議會ニ提出スルト云フヤウナ言明ガアツテ居リマスルガ、ソレハ併シ一年先ノコトデアル、日本證券取引所法ニシテモ、此ノ商工組合法ニ致シマシテモ、議會ヲ通過シタナラバ、法律トナツテ實施セラレル、此ノ一年間ハドウスルノカ、斯ウ云フノガ問題デアリマス、隨テ此ノ點ニ關シテ、司法大臣ハ差文ヘガアツテ、司法次官ガ參ラレテ、答辯ヲ求メマシタ所ガ、此ノ一年間カ、或ハ其ノ法律ガ出來上ルマデハ、是等ノ事犯ニ對シテハ單ニ當該法令ノミナラズ、是ノ類似ノ凡ユル法令ヲ檢討致シテ、其ノ間ニ不均衡ノ起ラナイヤウニ厲行スル、斯ウ云フ御答辯デアリマス又議會終了後ハ直チニ控訴院長、檢事長、地方裁判所長、檢事正ヲ招集シテ、サウシテ此ノ委員會ニ於ケル御審議ノ模様、御意向ヲ傳ヘテ、ソレニ副フヤウニ致シタイ、斯ウ云フ言明デアリマシタ

會ヲ代表シテ小高長三郎君ヨリ、原案賛成ノ旨意見ノ開陳ガアリマシテ、採決ノ結果、

政府原案通り満場一致ヲ以テ可決致サレ

マシタ、右御報告申上ゲマス（拍手）

○議長（岡田忠彦君）三案ノ第二讀會ヲ開クニ御異議アリマセヌカ

「異議ナシ」ト呼ブ者アリ

○議長（岡田忠彦君）御異議ナシト認メマス、仍テ三案ノ第二讀會ヲ開クニ決シマシタ

○森下國雄君 直チニ三案ノ第一讀會ヲ開キ、第三讀會ヲ省略シテ、委員長報告ノ通り可決セラレントコトヲ望ミマス

○議長（岡田忠彦君）森下君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ

「異議ナシ」ト呼ブ者アリ

○議長（岡田忠彦君）御異議ナシト認メマス、仍テ三案ノ第二讀會ヲ開クニ決シマシタ

○商工經濟會法案 第二讀會（確定議）

商工組合法案 南工組合中央金庫法中改正法律案 第二讀會（確定議）

○議長（岡田忠彦君）別ニ御發議モアリマス、第三讀會ヲ省略シテ、三案共委員長報告通リ可決確定致シマシタ（拍手）

○森下國雄君 議事日程變更ノ緊急動議ヲ提出致シマス、即チ此ノ際政府提出飼料配給統制法中改正法律案、昭和四年法律第九號中改正法律案、硫酸アンモニア増産及

右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也

○委員長 池田 秀雄

衆議院議長岡田忠彦殿 報告書

一昭和四年法律第九號中改正法律案（馬關スル件）（政府提出、貴族院送付）

商工經濟會法案 第二讀會（確定議）

○議長（岡田忠彦君）御異議ナシト認メマス、仍テ直チニ三案ノ第二讀會ヲ開キ、議案全部ヲ議題ト致シマス

○商工經濟會法案 第二讀會（確定議）

○森下國雄君 直チニ三案ノ第一讀會ヲ開キ、第三讀會ヲ省略シテ、委員長報告ノ通り可決セラレントコトヲ望ミマス

○議長（岡田忠彦君） 森下君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ

「異議ナシ」ト呼ブ者アリ

○議長（岡田忠彦君） 御異議ナシト認メマス、仍テ日程ハ變更セラレマシタ——飼料配給統制法中改正法律案、昭和四年法律第九號中改正法律案、硫酸アンモニア増産及配給統制法中改正法律案、右三案ヲ一括シテ第一讀會ノ續キヲ開キマス、委員長ノ報告ヲ求メマス——委員長池田秀雄君

○議長（岡田忠彦君） 飼料配給統制法中改正法律案（馬關スル件）（政府提出、貴族院送付）

一硫酸アンモニア増産及配給統制法中改正法律案（政府提出、貴族院送付）

右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也

昭和十八年二月二十七日

委員長 池田 秀雄

衆議院議長岡田忠彦殿

（池田秀雄君登壇）

○池田秀雄君 只今議題ト相成リマシタ飼料配給統制法中改正法律案外二件ノ特別委員會ノ經過竝ニ結果ヲ、簡單ニ御報告申上

ゲマス、委員會ハ二月二十二日以來五日間ニ亘り熱心ナル審議ヲ續ケ、政府ト委員間ニ眞面目ニシテ建設的ナル質疑應答が續行セラレマシタ

第一、飼料配給統制法中改正法律案ニ付キテ申上ゲマスレバ、本法ハ昭和十三年制定セラレマシタガ、五箇年ノ期限附デアリマシテ、今年十月ニナリマスレバ、期限ガ

滿了ノ筈デゴザイマス、然ルニ大東亞戰下ノ今日、飼料ノ確保ニ努メ、是ガ配給ノ適正ト價格ノ公正トヲ期スル爲メ、其ノ施行

期間ヲ更ニ大東亞戰終了後一年マデ延長セントスルモノニアリマス、各委員カラ種々質問ガアリマシタガ、詳細ハ速記録ニ依リ

御承知ヲ願ヒマス

此ノ法案審議ノ際ノ質議應答ノ主ナルモノハ、一、現下ノ肥料ノ重要性ニ鑑ミ、是ガ確保ニ對スル政府ノ力ノ入レ方ガ足ラヌ

ス

此ノ法案審議ノ際ノ質議應答ノ主ナルモノハ、一、現下ノ肥料ノ重要性ニ鑑ミ、是ガ確保ニ對スル政府ノ力ノ入レ方ガ足ラヌ

ス

此ノ法案審議ノ際ノ質議應答ノ主ナルモノハ、一、現下ノ肥料ノ重要性ニ鑑ミ、是ガ確保ニ對スル政府ノ力ノ入レ方ガ足ラヌ

ス

ニ對シマシテ、當局ヨリ、大豆粕、甘藷等ノ大家畜飼料ノ確保ニ努力シ、甘藷蔓、生草類等ヲ人工乾燥シ、效率ノ高い粉末飼料ヲ造リマシテ、米糠ノ代用ニ資スペク計畫ヲ進メ、一部既ニ實施中ナル家禽數トマシタ、又飼料ノ逼迫シテ居る際、自然飼料ニ依ル方針ヲ樹立シ、適當ナル家禽數ト品種ヲ飼養セシムル必要ガアルト思フガドウカト云フ質問ニ對シ、養雞羽數ノ整理ヲ斷行シテ、自給飼料ヲ利用致シマシテ、極力食糧トノ摩擦ヲ避クルヤウ指導シテ居ルトノ答辯ガアリマシタ

報告書

昭和十八年二月二十七日

委員長 池田 秀雄

衆議院議長岡田忠彦殿

（池田秀雄君登壇）

○池田秀雄君 只今議題ト相成リマシタ飼料配給統制法中改正法律案外二件ノ特別委員會ノ經過竝ニ結果ヲ、簡單ニ御報告申上

ゲマス、委員會ハ二月二十二日以來五日間ニ亘り熱心ナル審議ヲ續ケ、政府ト委員間ニ眞面目ニシテ建設的ナル質疑應答が續行セラレマシタ

第二、硫酸アンモニア増産及配給統制法中改正法律案ニ付キマシテ申上ゲマス、現行法ハ昭和十三年制定セラレ、肥料トシテ重要ナル硫安ノ供給ヲ確保シ「アンモニア」工業ノ確立ヲ圖ル爲め施行後五年以内ハ、其ノ新設又ハ増設ヲ爲シタル者ニ對シテ、一定年間法人稅其ノ他ノ諸稅ノ免除ヲ爲シ、諸般ノ保護、特典ヲ與フル規定ヲ含ンデ居リマスルガ、現下ノ情勢ハ肥料增産ノ必要愈、急ナルニ鑑ミマシテ、從來ノ特典ヲ更ニ五箇年間延長セントスル法案デゴザイマス

ス

此ノ法案審議ノ際ノ質議應答ノ主ナルモノハ、一、現下ノ肥料ノ重要性ニ鑑ミ、是ガ確保ニ對スル政府ノ力ノ入レ方ガ足ラヌ

ス

此ノ法案審議ノ際ノ質議應答ノ主ナルモノハ、一、現下ノ肥料ノ重要性ニ鑑ミ、是ガ確保ニ對スル政府ノ力ノ入レ方ガ足ラヌ

ス

此ノ法案審議ノ際ノ質議應答ノ主ナルモノハ、一、現下ノ肥料ノ重要性ニ鑑ミ、是ガ確保ニ對スル政府ノ力ノ入レ方ガ足ラヌ

ス

此ノ法案審議ノ際ノ質議應答ノ主ナルモノハ、一、現下ノ肥料ノ重要性ニ鑑ミ、是ガ確保ニ對スル政府ノ力ノ入レ方ガ足ラヌ

ス

此ノ法案審議ノ際ノ質議應答ノ主ナルモノハ、一、現下ノ肥料ノ重要性ニ鑑ミ、是ガ確保ニ對スル政府ノ力ノ入レ方ガ足ラヌ

ス

重要性アルモノトシテ、物動計畫上十分考慮シテ居ル、將來モ考慮スルトノ答辯ガアリマシタ、次ニ本年春肥ノ配給割當ハ、相當ノ減額ヲ餘儀ナクサレルモノト心配サレテ居ルガ如何ト云フ問ニ對シ、政府ハ石炭、電力等ノ不足ニ依リ相當ノ減産ハ免レナガ、春肥ノ割當ハ減額シナイ積リデアリト云フ答辯デアリマシタ、次ニ肥料ノ重要性ニ鑑ミ、肥料工業ヲ戰時行政特例法案ニ指定シ居ル五種工業ニ追加スル必要ガアルト思フガ、ドウカト云フ質問ニ對シマシテ、政府ハ追加スル考へハナイガ、物動計畫上十分考慮スルトノ答辯ガアリマシタ、次ニ現下ノ肥料狀態ニ於テ、自給肥料ノ増産ガ最モ必要ト思フガ、如何ト云フ問ニ對シ、政府ハ同感デアルカラ、綠肥等ビ堆肥ノ増産竝ニ厩肥ノ生產改良ニ關シ助成施設ヲ講ジ、都市糞尿ノ農村還元ノ施設ヲ講ジテ居ルトノ答辯ガアリマシタ、尙ほ綠肥ニ付キマンシテハ、最早調査研究ノ時デハナイ、積極的ニ獎勵スベシトノ要望ガアリ、又近來小作料ノ物納ニ替フルニ金納ニスル傾向ガアル、是ハ產米増殖上大問題デアルカラ、政府ハ確乎タル方針ヲ樹立善處スベシトノ要望ガアリマシタ、又農產物增産ノ計畫ハ、眞ニ實現性アル計畫ヲナスベキデ例シハナイデハナイカ、將來ハ實現性ガアル計畫ヲ立テラレマスケレドモ、今マデ實際實現シタテラレマスケレドモ、今マデ實際實現シタ例シハナイデハナイカ、將來ハ實現性ガアル計畫ヲ立テラレタイト云フ熱心ナル要望ガアリマシタ

馬ヲ殺處分ニ付シタル場合ノ手當ガ、從來差額ノ三分ノ一デアリマシタモノヲ、二分ノニ引上ゲントスルモノデゴザイマス、本改正案ニ關シ、種牡馬ニ付キ質問ガアリ、政府ノ買上方針ハ、中間種ノ馬ヲ主トスル點ニ於テハ變りハナイカ、又政府ノ買上價格ハ、相當引上ヲシテハ如何ト云フ質問ガアリシマシテ、政府ハ、馬政方針ニ變りハナイ、又價格等ニ付テモ十分善處スルトノ答辯ガゴザイマシタ、尙ホ野草ヲ十分ニ利用スルヤウ指導シ、輓馬ノ酷使ヲ防止スルヤウ指導シテハ如何トノ質問ニ對シ、政府ハ馬事園體ヲ中心ニ指導ノ徹底ヲ期シ居ルト云フ御答辯ガアリマシタ、尙ホ肥料、飼料、畜產問題ニ關シ、凡ユル角度カラ熱心ナル検討ガナサレマシタガ、ソレハ速記録ニ依ツテ御覽ヲ願ヒマス、仍テ本日午後一時委員會ヲ開キマシテ、泉岡三郎君カラ動議ガアリマシテ、満場一致之ヲ通過セシムベキモノトシテ討論ヲ終局シテ可決ヲ致シマシタ、右御報告申上ゲマス(拍手)○議長(岡田忠彦君) 三案ノ第一讀會ヲ開タニ御異議アリマセヌカ
〔異議ナシト呼ブ者アリ〕○議長(岡田忠彦君) 御異議ナシト認メマキ、第三讀會ヲ省略シテ、委員長報告ノ通り可決セラレンコトヲ望ミマスト
○議長(岡田忠彦君) 森下君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ
〔異議ナシト呼ブ者アリ〕

ス、仍テ直チニ三案ノ第一讀會ヲ開キ、議案全部ヲ議題ト致シマス

飼料配給統制法中改正法律案 第二讀會(確定議)

昭和四年法律第九號中改正法律案(馬ノ傳染性貧血ニ罹リタル馬ノ殺處分ニ關スル件) 正法律案 第二讀會(確定議)

硫酸アンモニア増産及配給統制法中改正法律案(馬ノ傳染性貧血ニ罹リタル馬ノ殺處分ニ關スル件) 第二讀會(確定議)

○議長(岡田忠彦君) 別ニ御發議モアリマス、第三讀會ヲ省略シテ、三案トモ委員長報告通り可決確定致シマシタ(拍手)

○森下國雄君 議事日程變更ノ緊急動議ヲ提出致シマス、即チ此ノ際政府提出、恩給法中改正法律案、東北興業株式會社法中改正法律案及ビ、會計検査院法中改正法律案ノ三案ヲ括議題トナシ、委員長ノ報告ヲ求メ、其ノ審議ヲ進メラレシコトヲ望ミマス

○議長(岡田忠彦君) 森下君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ

「異議ナシ」と呼ブ者アリ

○議長(岡田忠彦君) 御異議ナシト認メマス、仍テ日程ハ變更セラレマシタ——恩給法中改正法律案、東北興業株式會社法中改正法律案、會計検査院法中改正法律案、右三案ヲ一括シテ第一讀會ノ續キヲ開キマス

委員長ノ報告ヲ求メマス——委員長前田房之助君

恩給法中改正法律案(政府提出、貴族院送付) 第一讀會ノ續(委員長報告) 東北興業株式會社法中改正法律案(政府提出、貴族院送付) 第一讀會ノ續(委員長報告)

會計検査院法中改正法律案(政府提出、貴族院送付) 第一讀會ノ續(委員長報告)
一恩給法中改正法律案(政府提出、貴族院送付)
右八本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致
候此段及報告候也
昭和十八年二月二十七日
委員長 前田房之助
衆議院議長岡田忠彦殿
報告書
一東北興業株式會社法中改正法律案(政
府提出、貴族院送付)
右八本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致
候此段及報告候也
昭和十八年二月二十七日
委員長 前田房之助
衆議院議長岡田忠彦殿
報告書
一會計検査院法中改正法律案(政府提出、
貴族院送付)
右八本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致
候此段及報告候也
昭和十八年二月二十七日
委員長 前田房之助
衆議院議長岡田忠彦殿
(前田房之助君登壇)
○前田房之助君 只今議題トナリマシタル恩
給法中改正法律案外一件委員會ノ審議ノ大
要竝ニ結果ヲ御報告申上ゲマス、此ノ三案
ニ對シマスル提出ノ要旨ハ、過般本會議ニ
於キマシテ、政府ヨリ詳細ノ説明ガアリマ

シタカラ、私ハ此ノ場合之ヲ省略致シマジテ、質疑應答ノ大要ダケヲ御報告申上ゲマス、先ヅ恩給法中改正法律案ニ付テ申上ゲマス

官吏デ恩給ヲ取ツテ居ル者ガ多數入ツテ居ル、而モ此ノ人達ハ多額ノ俸給ヲ貰ツテ居ルノデアルガ、斯様ナル高額所得者ニ對シテハ、恩給ノ全額ヲ一時停止スルト云フコトハ、國民思想ノ上ニ於テモ好キ影響ヲ及ボスノデナイカ、之ニ對スル政府ノ所見如何、斯ウ云フ質疑ニ對シマシテ政府委員ヨリ、現在高額所得者ニ付テハ、最高三割マデ停止シテ居ルノデアルガ、恩給ノ全額停止ヲヤルト云フコトニ付テハ、先づ考へネバナラヌコトハ恩給ノ本質デアル、之ニ付テハ色々ノ議論ノアル所デアリマシテ、即チ法律上デハ權利トシテ扱ツテ居ルガ、實質上ハ有難キ恩典タル性質ヲ持ツテ居ル、其ノ性質ハ中々複雜デアル、併シ之ヲ要約スレバ、官吏ハ在職中一意國務ニ勵精シテ居ルニ拘ラズ、在職中ノ給與ハ比較的薄イノデ、恩給ヲ以テ後老ノ生活スルノナイカラ、斯様ナ場合ニ或ル程度恩給ヲ停止スルコトハ不當デハナイノデアツテ、即チ現行法ハ一部ノ停止ヲシテ居ルノデアリマス、而シテ此ノ停止ノ制度ハ昭和八年ニ創設ヲセラレ、次イデ昭和十五年ニ停止率ヲ増加致シテ、現在ハ最高恩給ノ三割マデ停止スルコトニ改メタバカリデアルノミナラズ、恩給ノ本質カラ考ヘテモ、此ノ制度ヲ屢々改正スルノハ適當デハナイ、又恩給ガ恩典

タル性質ヲモ持ツテ居ルコトカラ考へマスト、恩給ヲ全額停止スルコトハ、餘程考慮すべき問題ト考へマスノデ、今ノ所全額停止ヲスル意思ハアリマセヌト云フ、政府ノ

答辯デアツタノデアリマス、其ノ他種々適切ナル質疑應答ガアリマシタガ、他ハ速記錄ニ於テ御承知ヲ願ヒマス
次ニ東北興業株式會社法中改正法律案ニ付テ申上ゲマス、第一ハ、東北興業株式會社ノ性格ニ付テノ質問デアリマス、是ハ委員各位カラ色々ナト各方面ノ例ヲ擧ゲテ質問ガアツタノデアリマス、即チ同社ハ昭和九年ノ冷害ヲ契機トシテ、昭和十一年設立サレタモノデアルガ、今日ハ其ノ目的トスル所ハ、單ニ東北地方ノ救濟振興ニアラズシテ、大東亞共榮圈全般ヨリ見タル東北地方ノ特質ヲ十分ニ發揮シテ、產業ヲ振興シ、其ノ經濟力ヲ強化シ、仍テ以テ國防國家建設ノ一環トシテ、國家ノ最高國策ノ一端ヨリ、斯ウ云フ質疑ニ對シマシテ政府委員ヨリ、御趣旨ハ至極御尤モデアリマス、即チ東北地方ノ人的・物的・態勢ヲ總動員シテ、其ノ總力ヲ發揮シ、戰力ヲ增强シ、大東亞戰爭完遂ニ資スルニアル旨ノ答辯ガアリマシテ、其ノ性格ニ付テ政府ノ所信ヲ明カニサレタノデアリマス。
第二ハ増資ノ結果、同社ノ鑛工業ノ増産計畫如何トノ質疑ニ對シマシテ、政府委員ヨリ、現下ノ時局ニ於テ最モ緊急ヲ要スルモノヲ増産スル、即チ昭和十八年度以降五箇年間ニ化學方面ニ八千万圓ヲ計上シ、肥料、「バルブ」、「アルコール」等ノ增産ヲ、金屬工業ハ一千万圓ヲ以テ「アルミニウム」等ヲ、機械工業ハ一千七百

万圓ヲ以テ軍需用、造船用ノ機械製作ヲ、
鑄業開發方面ハ三千三百万圓ヲ以テ銅、鉛
亞鉛、石炭等ノ増產ヲ圖ル豫定ナル旨ノ答
辯ガアツタノデアリマス

第三八、東北振興ノ臨路ヲ切開スル爲メ、豫定鐵道線ノ完成、幹線ノ複線化ハ、決戦下我方國交運政策上急ラ要スル重大問題ト思フガ、之ニ對スル政府ノ方針如何トナリ、ノ質疑ニ對シマシテ、政府委員ヨリ、御趣旨ハ是亦至極尤モデアルガ、資材其ノ他ト融合セテ、時機ノ大ナル制約ヲ受ケテ居ル今日ニ於テハ、先ツ輸送上ノ臨路ヲ救濟スルコトヲ目前ノ方針トシテ、資材其ノ他ト融合セテ、時機ガ來レバ着々ト豫定線ヲ完成シ、幹線ノ複線化ヲ促進スル方針デアル旨ヲ答辯サレタノデアリマス

第四八、産業振興上東北地方ノ港灣ノ整備ハ、刻下ノ急務ト思フガ、之ニ對スル方針如何トノ質疑ニ對シマシテ、政府委員ヨリ、東北地方ハ地勢上港湾少ク、其ノ設備概々不完全デ、産業振興上遺憾ガ少クナイ仍テ速力ニ是ガ修築ヲ圖ルト共ニ、臨海工業地帶ヲ造成シテ、産業ノ振興ヲ期スルノ要ガアルカラ、昭和十八年ニ於テハ青森、八戸、土崎、小名濱、酒田、船川、石巻、女川、大船渡、久慈、大間各港ノ修築ニ仙鹽及ビ八戸ノ兩臨海工業地帯ノ造成ヲルコト頓シタガ、今後ハ一層該地方ノ港湾ノ整備ニ努ムル方針ナル旨ヲ答辯ガアツタノデアリマス

リマスル方、之ニ對シテ政府委員ヨリ、ソレゾレ所見ヲ明カニサレタノデアリマス、詳細ハ速記録ニ於テ御承知ヲ願ヒタイト存ジマス

最後ニ委員長トシテ私ヨリ、東北振興計
書實施ニ關スル今後ノ政府ノ所信ヲ質シ
タニ對シマシテ、安藤國務大臣ヨリ政府
ヲ代表シテ、東北地方ノ人的及ビ物的態勢
ヲ整備強化シ、其ノ總力ヲ發揮セシメ、以
テ大東亞戰爭目的完遂ニ資スルコトハ、國
家ノ爲メ最モ緊要ト考ヘラレルノデアリマ
ス、隨テ東北地方ノ振興ニ付テハ、政府ト
シテハ出來得ル限り熱意ト工夫ヲ以テ之ニ
當ル所存デアリマストノ答辯ガアツタノデ
アリマス(拍手)

最後ニ私ハ會計検査院法中改正法律案ニ
付テ、簡單ニ御報告致シマスルガ、此ノ財
政ガ非常ニ膨脹シテ、豫算ガ巨額ニ達シテモ
居ル今日、會計検査院ノ官吏ヲ減少シテモ
検査上支障ヘナインデアルカ、斯ウ云フ質
疑ニ對シマシテ、政府委員ノ答辯トシテ、
官吏ノ頭ヲ戰時のニ切替ヘル必要ガアル、
官吏ノ頭ヲ戰時的ニ切替ヘ、サウシテ事務
ノ敏活サヘ圖レバ、一割程度ノ減員ヲ致シ
テモ、會計検査事務ニハ一向支障ガナイト
質問ガアリ、ソレニ對シテ政府ノ所信ヲ明
カニサレタノデアリマスルガ、是亦速記錄
ニ於テ御承知ヲ願ヒタイト存ジマス
斯クテ本日午後二時、三法案ニ對スル質
賛成ノ意見ヲ述べラレ、採決ノ結果三案ト
モ全會一致原案通り可決致シタノデアリマ
ス

ス、此ノ段御報告ヲ申上ダマス(拍手)

○議長(岡田忠彦君) 三案ノ第二讀會ヲ開キニ御異議アリマセヌカ

〔異議ナシト呼ブ者アリ〕

○議長(岡田忠彦君) 御異議ナシト認メマス、仍テ三案ノ第一讀會ヲ開クニ決シマシタ

○森下國雄君 直チニ三案ノ第二讀會ヲ開キ、第三讀會ヲ省略シテ、委員長報告ノ通り可決セラレントコトヲ望ミマス

○議長(岡田忠彦君) 森下君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ

〔異議ナシト呼ブ者アリ〕

○議長(岡田忠彦君) 御異議ナシト認メマス、仍テ直チニ三案ノ第二讀會ヲ開キ、議案全部ヲ議題ト致シマス

○議長(岡田忠彦君) 休憩前ニ引續キ會議

○議長(岡田忠彦君) 森下君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ

〔異議ナシト呼ブ者アリ〕

○議長(岡田忠彦君) 森下君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ

〔異議ナシト呼ブ者アリ〕

○議長(岡田忠彦君) 森下君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ

〔異議ナシト呼ブ者アリ〕

○議長(岡田忠彦君) 森下君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ

〔異議ナシト呼ブ者アリ〕

○議長(岡田忠彦君) 森下君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ

第五 敵國在留同胞ニ關スル決議案

(前田米藏君外六十五名提出)

敵國在留同胞ニ關スル決議案

〔松田竹千代君登壇〕

○松田竹千代君 基ニ議題トナリマシタル
敵國在留同胞ニ關スル決議案ニ付キマシテ、
聊カ趣旨聲明ヲ致シタイト思フノデゴザイ
マスルガ、此ノ場合私ハ茲ニ謹シonde敵國
ニ在留スル五十數万ノ同胞ノ身ノ上ニ恙ナ
キコトヲ祈ツテ已マナイノデゴザイマス(拍手)
先ツ決議案文ヲ朗讀致シタイト思ヒマス

○敵國在留同胞ニ關スル決議案

天涯萬里遙ニ祖國ヲ離レテ敵國ノ不法抑
留下ニ羈束セラレ或ハ粒々辛苦ノ資産ヲ
没收セラレ或ハ不毛荒蕪ノ野ニ逐ハレテ
酷使セラレ甚シキハ監禁ノ汚辱、拷問ノ
苦痛ヲ受ケ悲憤訴フルニ處ナク日夜斷腸
ノ念ニ堪ヘザルモノ是レ寔ニ我ガ敵國殘
留六十萬同胞ノ現狀ナリ
顧フニ是等同胞ハ大和民族海外發展ノ功
勞者ニシテ我ガ國貿易及產業上ニ收メタ
ル事績頗爾顯著ナリ而シテ一旦祖國緩急
ノ事アルヤ進ミテ巨額ノ資ヲ義捐シ祖國
民災殃ニ遭フヤ每ニ多大ノ救恤ヲ行ヒ以
テ多年國家ニ寄與シタル功績ハ我等永ク
ハ罪ナクシテ流謫ノ人トナリ忍ブベカラ
ザル苦境ニ沈淪ス而モ義ヲ重ンジ節ヲ守
リ偏ニ祖國ノ戰勝ヲ祈念シツツアリ全國
民誰カ感歎同情ノ涙ヲ濺ガザラムヤ

○森下國雄君 此ノ際暫時休憩セラレンコ
トヲ望ミマス

○議長(岡田忠彦君) 別ニ御發議モアリマ
セヌ、第三讀會ヲ省略シテ、三案トモ委員
長報告通り可決確定致シマシタ(拍手)

○森下國雄君 森下君ノ動議ニ御異
議アリマセヌカ

○議長(岡田忠彦君) 御異議ナシト認メマ
ス、暫時休憩致シマス

○議長(岡田忠彦君) 「異議ナシト呼ブ者アリ」

○議長(岡田忠彦君) 御異議ナシト認メマ
ス

○議長(岡田忠彦君) 午後三時四十六分休憩

〔松田竹千代君登壇〕

○松田竹千代君 基ニ議題トナリマシタル
敵國在留同胞ニ關スル決議案ニ付キマシテ、
聊カ趣旨聲明ヲ致シタイト思フノデゴザイ
マスルガ、此ノ場合私ハ茲ニ謹シonde敵國
ニ在留スル五十數万ノ同胞ノ身ノ上ニ恙ナ
キコトヲ祈ツテ已マナイノデゴザイマス(拍手)
先ツ決議案文ヲ朗讀致シタイト思ヒマス

○敵國在留同胞ニ關スル決議案

天涯萬里遙ニ祖國ヲ離レテ敵國ノ不法抑
留下ニ羈束セラレ或ハ粒々辛苦ノ資産ヲ
没收セラレ或ハ不毛荒蕪ノ野ニ逐ハレテ
酷使セラレ甚シキハ監禁ノ汚辱、拷問ノ
苦痛ヲ受ケ悲憤訴フルニ處ナク日夜斷腸
ノ念ニ堪ヘザルモノ是レ寔ニ我ガ敵國殘
留六十萬同胞ノ現狀ナリ
顧フニ是等同胞ハ大和民族海外發展ノ功
勞者ニシテ我ガ國貿易及產業上ニ收メタ
ル事績頗爾顯著ナリ而シテ一旦祖國緩急
ノ事アルヤ進ミテ巨額ノ資ヲ義捐シ祖國
民災殃ニ遭フヤ每ニ多大ノ救恤ヲ行ヒ以
テ多年國家ニ寄與シタル功績ハ我等永ク
ハ罪ナクシテ流謫ノ人トナリ忍ブベカラ
ザル苦境ニ沈淪ス而モ義ヲ重ンジ節ヲ守
リ偏ニ祖國ノ戰勝ヲ祈念シツツアリ全國
民誰カ感歎同情ノ涙ヲ濺ガザラムヤ

○森下國雄君 此ノ際暫時休憩セラレンコ
トヲ望ミマス

○議長(岡田忠彦君) 別ニ御發議モアリマ
セヌ、第三讀會ヲ省略シテ、三案トモ委員
長報告通り可決確定致シマシタ(拍手)

○森下國雄君 森下君ノ動議ニ御異
議アリマセヌカ

○議長(岡田忠彦君) 「異議ナシト呼ブ者アリ」

○議長(岡田忠彦君) 御異議ナシト認メマ
ス

○議長(岡田忠彦君) 午後三時四十六分休憩

〔松田竹千代君登壇〕

○松田竹千代君 基ニ議題トナリマシタル
敵國在留同胞ニ關スル決議案ニ付キマシテ、
聊カ趣旨聲明ヲ致シタイト思フノデゴザイ
マスルガ、此ノ場合私ハ茲ニ謹シonde敵國
ニ在留スル五十數万ノ同胞ノ身ノ上ニ恙ナ
キコトヲ祈ツテ已マナイノデゴザイマス(拍手)
先ツ決議案文ヲ朗讀致シタイト思ヒマス

○敵國在留同胞ニ關スル決議案

天涯萬里遙ニ祖國ヲ離レテ敵國ノ不法抑
留下ニ羈束セラレ或ハ粒々辛苦ノ資産ヲ
没收セラレ或ハ不毛荒蕪ノ野ニ逐ハレテ
酷使セラレ甚シキハ監禁ノ汚辱、拷問ノ
苦痛ヲ受ケ悲憤訴フルニ處ナク日夜斷腸
ノ念ニ堪ヘザルモノ是レ寔ニ我ガ敵國殘
留六十萬同胞ノ現狀ナリ
顧フニ是等同胞ハ大和民族海外發展ノ功
勞者ニシテ我ガ國貿易及產業上ニ收メタ
ル事績頗爾顯著ナリ而シテ一旦祖國緩急
ノ事アルヤ進ミテ巨額ノ資ヲ義捐シ祖國
民災殃ニ遭フヤ每ニ多大ノ救恤ヲ行ヒ以
テ多年國家ニ寄與シタル功績ハ我等永ク
ハ罪ナクシテ流謫ノ人トナリ忍ブベカラ
ザル苦境ニ沈淪ス而モ義ヲ重ンジ節ヲ守
リ偏ニ祖國ノ戰勝ヲ祈念シツツアリ全國
民誰カ感歎同情ノ涙ヲ濺ガザラムヤ

○森下國雄君 此ノ際暫時休憩セラレンコ
トヲ望ミマス

○議長(岡田忠彦君) 別ニ御發議モアリマ
セヌ、第三讀會ヲ省略シテ、三案トモ委員
長報告通り可決確定致シマシタ(拍手)

○森下國雄君 森下君ノ動議ニ御異
議アリマセヌカ

○議長(岡田忠彦君) 「異議ナシト呼ブ者アリ」

○議長(岡田忠彦君) 御異議ナシト認メマ
ス

○議長(岡田忠彦君) 午後三時四十六分休憩

リマス、又紙上ニモ是ハ既ニ出テ居ツタコト
デアリマスルガ「ロサンゼルス」ノ醫學博士ノ
本田力太氏ノ如キハ、多年日本海軍ノ軍人
ヲ歡迎シタ云フ廉デ直チニ投獄サレ、散
散拷問ヲ受ケテ、悶死スルニ至ツタノデア
リマスガ、翌日ニナツテ全身打撲傷デ、紫
色ニ膨レ上ツタ其ノ慘タラシイ有様ヲ見テ、
同氏ノ夫人モ遂ニ發狂シテシマツタノデア
リマス、「ミゾラ」ノ要塞ノ抑留所ニ抑留サ
レテ居タ者ハ一千百名デアリマシタガ、其
ノ平均年齢ハ所謂條約商人ノ若イ人達入
リマス五十七歳、之ヲ除クト六十二歳ト云フ
ゴトニナルノデアリマシテ、老人バカリデア
射ラスルト云フヤウナ鹽梅デ、全ク人間披
ヒバサレナカツタノデアリマス、此ノ外ハ
ワイヤモ、「カナダ」デモ、英本
國デモ、「イング」デモ、大體同ジヤウニ憂
目ヲ見テ居ルノデアリマス、「イング」ノ抑
留所ノ如キハ特ニ低イ「テント」張テアリマ
ス、又北米太平洋沿岸ノ十數万ノ同
胞ニ至リマシテハ、多年住ミ慣レタ、而モ
ラスト云フ、アノ暑イ所デ「テント」生活ト
言ヘバ、想像スルダニ暑イ、苦シイコトデ
アラウト思ハレルノデアリマスルガ、其ノ
上ニ食物ハト言ヘバ、水ト「パン」位デアリ
マスルカラ、二千百名ノ抑留者ノ中、大體
一割位ハ既ニ死亡シテ居ルト云フ狀態デア
リマス、抑留所ノ生活ハ、固ヨリ荒涼タル
モノデアリマシテ、何等慰安ノ途ヘナイ、
而モ其ノ周圍ニ電流ヲ通ジタ鐵條網ヲ張リ
繞ラシ、機關銃ヲ据エ付ケルト云フ鹽梅デ
アリマシテ、其ノ重壓感等、遠ク祖國ヲ離
レ、或ハ妻子トモ別レニナツタ、外界

トノ交渉ヲ一切絶タレタ囚ハレノ生活ト云
フモノハ、精神的ニハ極メテ重大ナ影響ナ
クシテハ叶ヘナイ、而モ戰爭ノ續ク限リハ
レテ、實ニ是ハ地獄ノ生活ト言ヘナケレバナ
ラヌ、而モ是等ノ抑留者ハ北米ダケデモ五
千餘名、濠洲、「イング」合ハセマスルト、
一万二千餘名ニ達スルノデアリマス、然フバ
一方抑留サレテ居ラナイ多數ノ同胞ノ狀態
ハドウデアルカト申シマスルト、是亦到ル
處重大ナ困難ニ直面致シテ居ルノデアリマ
ス、「メキシコ」トカ「ペルー」トカ「ブラジ
ル」トカ云フ方面ニ於キマシテハ、既ニ政
府ノ壓迫トカ、其ノ他ノ事柄ニ依リマシテ、
失業者ガ續出致シマシテ、一万以上ニモ達
シ、是等ノ人々ハ實ニ其ノ日々ノ生活ニ
モ途方ニ暮レテ居ルト云フヤウナ狀態デゴ
ザイマス、又北米太平洋沿岸ノ十數万ノ同
胞ニ至リマシテハ、多年住ミ慣レタ、而モ
粒々辛苦築キ上ゲタ所ノ各種ノ事業ノ所在
地カラ、突如トシテ追出シヲ食ヒ、或ハ「ア
リゾナ」ノ沙漠地、或ハ「ロツキー」ノ山
麓ニ強制移住ヲ命ぜラレマシテ、老ノ身ヲ
以テ開拓ノ鍬ヲ振ハナケレバナラナイ狀態
ニナツテ居ルノデアリマス、而シテ又彼等
ノ幾億「ドル」ニ上ル財産ハ、殆ド沒收同様
ニ處分サレテ居ルノデアリマス、桑港ノア
ノ有名ナ書店ガアリマスガ、時價數十万
「ドル」ト言ハレテ居ルモノガ、僅カ千「ド
ル」、「ロサンゼルス」ノ三層樓ノ大「ホテ
ル」僅カ五百「ドル」デ奪ハレテ居ルノデア
リマス、而モ其ノ方法ハ極メテ陰險デアリ
マシテ、表カラ「ユダヤ」商人ガ買手トナツ
テ、裏ニハ官憲ガ絲ヲ引張ツテ、賣却シナ

ケレバ檢束スルゾト脅カシテヤルモノデア
リマスルカラ、泣クニモ泣カレズ、言ハル
ル儘ニ總テヲ投出シテシマツテ居ルト云フ
ヤウナ有様デアリマス、斯クシテ數十年ノ
出來ナイト云フコトニ想到致シマスルナラ
バ、實ニ是ハ地獄ノ生活ト言ヘナケレバナ
ラヌ、而モ是等ノ抑留者ハ北米ダケデモ五
千餘名、濠洲、「イング」合ハセマスルト、
一万二千餘名ニ達スルノデアリマス、然フバ
一方抑留サレテ居ラナイ多數ノ同胞ノ狀態
ハドウデアルカト申シマスルト、是亦到ル
處重大ナ困難ニ直面致シテ居ルノデアリマ
ス、「メキシコ」トカ「ペルー」トカ「ブラジ
ル」トカ云フ方面ニ於キマシテハ、既ニ政
府ノ壓迫トカ、其ノ他ノ事柄ニ依リマシテ、
失業者ガ續出致シマシテ、一万以上ニモ達
シ、是等ノ人々ハ實ニ其ノ日々ノ生活ニ
モ途方ニ暮レテ居ルト云フヤウナ狀態デゴ
ザイマス、又北米太平洋沿岸ノ十數万ノ同
胞ニ至リマシテハ、多年住ミ慣レタ、而モ
粒々辛苦築キ上ゲタ所ノ各種ノ事業ノ所在
地カラ、突如トシテ追出シヲ食ヒ、或ハ「ア
リゾナ」ノ沙漠地、或ハ「ロツキー」ノ山
麓ニ強制移住ヲ命ぜラレマシテ、老ノ身ヲ
以テ開拓ノ鍬ヲ振ハナケレバナラナイ狀態
ニナツテ居ルノデアリマス、而シテ又彼等
ノ幾億「ドル」ニ上ル財産ハ、殆ド沒收同様
ニ處分サレテ居ルノデアリマス、桑港ノア
ノ有名ナ書店ガアリマスガ、時價數十万
「ドル」ト言ハレテ居ルモノガ、僅カ千「ド
ル」、「ロサンゼルス」ノ三層樓ノ大「ホテ
ル」僅カ五百「ドル」デ奪ハレテ居ルノデア
リマス、而モ其ノ方法ハ極メテ陰險デアリ
マシテ、表カラ「ユダヤ」商人ガ買手トナツ
テ、裏ニハ官憲ガ絲ヲ引張ツテ、賣却シナ

トノ交渉ヲ一切絶タレタ囚ハレノ生活ト云
フモノハ、精神的ニハ極メテ重大ナ影響ナ
クシテハ叶ヘナイ、而モ戰爭ノ續ク限リハ
レテ、實ニ是ハ地獄ノ生活ト言ヘナケレバナ
ラヌ、而モ是等ノ抑留者ハ北米ダケデモ五
千餘名、濠洲、「イング」合ハセマスルト、
一万二千餘名ニ達スルノデアリマス、然フバ
一方抑留サレテ居ラナイ多數ノ同胞ノ狀態
ハドウデアルカト申シマスルト、是亦到ル
處重大ナ困難ニ直面致シテ居ルノデアリマ
ス、「メキシコ」トカ「ペルー」トカ「ブラジ
ル」トカ云フ方面ニ於キマシテハ、既ニ政
府ノ壓迫トカ、其ノ他ノ事柄ニ依リマシテ、
失業者ガ續出致シマシテ、一万以上ニモ達
シ、是等ノ人々ハ實ニ其ノ日々ノ生活ニ
モ途方ニ暮レテ居ルト云フヤウナ狀態デゴ
ザイマス、又北米太平洋沿岸ノ十數万ノ同
胞ニ至リマシテハ、多年住ミ慣レタ、而モ
粒々辛苦築キ上ゲタ所ノ各種ノ事業ノ所在
地カラ、突如トシテ追出シヲ食ヒ、或ハ「ア
リゾナ」ノ沙漠地、或ハ「ロツキー」ノ山
麓ニ強制移住ヲ命ぜラレマシテ、老ノ身ヲ
以テ開拓ノ鍬ヲ振ハナケレバナラナイ狀態
ニナツテ居ルノデアリマス、而シテ又彼等
ノ幾億「ドル」ニ上ル財産ハ、殆ド沒收同様
ニ處分サレテ居ルノデアリマス、桑港ノア
ノ有名ナ書店ガアリマスガ、時價數十万
「ドル」ト言ハレテ居ルモノガ、僅カ千「ド
ル」、「ロサンゼルス」ノ三層樓ノ大「ホテ
ル」僅カ五百「ドル」デ奪ハレテ居ルノデア
リマス、而モ其ノ方法ハ極メテ陰險デアリ
マシテ、表カラ「ユダヤ」商人ガ買手トナツ
テ、裏ニハ官憲ガ絲ヲ引張ツテ、賣却シナ

矜持ヲ失ハズ、忠良ナル臣民トシテ陛下ノ赤子タルコトヲ忘レナイコトデアリマス、三千年ノ歴史ト傳統ニ培ハレ、其ノ上ニ殆ド全生涯ヲ通ジテ残酷極マル迫害ニ耐ヘテ鍛練セラレマシタ結果、今日ノ在外同胞ハ、今敵地ニ於テ壓迫ト虐待ノ最中ニ彼等ノ日本魂ヘ、毅然トシテ光ツテ居ルノデアリマス(拍手)先般交換船『歸朝スルコト』ノ出來タ者ハ、數千名中ノ數人ニ過ギマセヌ、後ニ残シタ多數ノ同胞ニ後髮ヲ引カルル思ヒラシテ別ル最後ノ言葉ヲ交シタ際ニ、彼等ハ丁度言合ハシタヤウニ、我等ハ如何ナル虐待ニモ耐ヘマス、ドンナ辛抱デモシマス、ドウカ此ノ戰争ニハ勝ツテ下サイト、彼等ハ叫ンダト云フコトデアリマス(拍手)諸君、吾々内地ニアル國民へ、何トシテ是等海外同胞ヲ慰メテ宜シイカ、全國民舉ツテ衷心ヨリ深甚ノ同情ヲ捧ゲナケレバナラナイト存ジマス、ト同時ニ政府ハ宜シク凡ユル手段、凡ユル方法ヲ以テ、同胞ノ悲慘ナル境遇ヲ改善スルコトニ努メルハ勿論ノコト、尙ホ將來ノコトニ付キマシテモ、深ク慮ル所ガアツテ萬全ノ策ヲ立て、彼等ノ救濟ヲ圖ルベキデアルト存マス、唯遺憾ナルコトハ、吾々ハ如何ニ同情シ、政府ハ如何ニ努力ヲ致シマシテモ、同胞ハ今現ニ敵國ニアルノデアリマス、而シテ戰ハ決戦又決戦デアリマス、此ノ戰ニ勝抜ク以外ニハ彼等ノ肉體ヲ救フコトガ出来マシテモ、彼等ノ魂ハ救ハレナイノデアリマス、「ソロモン」ノ彼方一万數千ノ我ガ精銳ハ、萬斛ノ恨ミヲ呑ンデ護國ノ華ト散ツトシテモ果サナケレバナラナイ、太平洋ノ彼方ニモ五十數万ノ同胞ハ、帝國ノ崇高ニシ

テ雄渾ナル歴史的大使命ノ爲ニ、今此ノ敵國內ニ人質トナリ、生贊トナツテ尊イ奉仕ヲセラレテ居ルノデアリマス、吾々ハ此ノ偉大ナル犠牲ヲ斷ジテ徒爾ナラシメテハナラナイト存ジマス、而シテ戰ニ勝ツ爲ニハ、本當ニ敵ヲ知ラケレバナラナイ、吾々ハ本當ニ吾々ノ敵ヲ知ツテ居ルカドウカ、和平ヲ愛好スルノ餘リ、努メテ英米ニ接近シ、其ノ無理難題ヲ餘リニモ長ク聽イテ來タ吾々デアリマス、「アジア」民族ノ凡ユル不幸、凡ユル悲慘事ノ根源ダトモ言ヒ得ル米英、近世世界ノ妖魔デアル米英ノ正體ヲ吾々ハ果シテシツカト握ツテ居ルカドウカ、英國ノ老猾ト、殘忍トハ姑ク措キ、米國ハ如何、一度米國ノ歴史ヲ見、米國ノ社會ヲ見マスルナラバ、何人ト雖モソコニツワノ大イナル事實ニ逢着スルノデアリマス、其ノ第一ハ嘗テ「アメリカ」大陸到處ニ平和ノ生活ヲ營ンデ居ツタアノ所謂「アメリカインデアン」デアリマス、今日ハ保護地帶ニ四十万バカリ残ツテ居ルダケデアリマシテ、彼等ノ姿ハ何處ニモ認メ得ナイト云フコトデアリマス、米大陸發見以來四百五十年、建國以來僅カニ百六十年、此ノ短期間ニ幾千万人ト云フ原住民ハ、其ノ土地ヲ奪ハレタ上ニ、七面鳥ヤ、兔狩リヲスルヤウナ調子ニ狩リ殺サレテシマツタト見ナケレバナラヌノデアリマス、是ハ現實ノ歴史ノ示ス事實デアリマス、今一ツハ三百二十年前「アフリカ」ノ「ジヤングル」カララシ來ツテ奴隸トシタ黒人ハ、今ハ千六、七百万人ニ達シテ居ルノデゴザイマス、邪魔ニナルモノハ廢シニシテシマツタト見ナケレバナラヌノデアリマス、是ハ現實ノ歴史ノ

○議長(岡田忠彦君) 起立總員、仍テ本案ハ全會一致可決致シマシタ(拍手)此ノ際外務大臣ヨリ發言ヲ求メラレテ居リマス——谷外務大臣(國務大臣谷正之君登壇)
○議長(岡田忠彦君) 採決致シマス、本案ニ賛成ノ諸君ノ起立ヲ求メマス
(總員起立)

○議長(岡田忠彦君) 起立總員、仍テ本案ハ全會一致可決致シマシタ(拍手)此ノ際外務大臣ヨリ發言ヲ求メラレテ居リマス——

○議長(岡田忠彦君) 採決致シマス、本案ニ賛成ノ諸君ノ起立ヲ求メマス
(總員起立)

○議長(岡田忠彦君) 起立總員、仍テ本案ハ全會一致可決致シマシタ(拍手)此ノ際外務大臣ヨリ發言ヲ求メラレテ居リマス——

○議長(岡田忠彦君) 起立總員、仍テ本案ハ全會一致可決致シマシタ(拍手)此ノ際外務大臣ヨリ發言ヲ求メ

論ズベキモノデナイト云フ御説明デアリマス、此ノ動議ハ法規ニ依リ成立致シマシタカラ、松永君ノ動議ガ成立シタ場合ニ、政府ハ如何ナル見解ヲ持ツテ居ラルカ、出席ノ内務大臣ニ質問致シマシタ所、内務大臣ハ本案ガ、即チ本修正案ガ兩院ヲ通過シタ曉ニ於テハ之ニ同意致シマス、是ガ執行ノ萬全ヲ期スル考ヘデアリマスト云フ御答へデアリマシタ(拍手)。

松永君ノ附帶決議ハ次ノ三項デアリマス、

是モ朗讀致シマス

一 政府ハ帝都ノ重要使命ニ鑑ミ都ノ官制制定ニ當リ最善ノ方途ヲ講ズルト共ニ都長官ノ身分及選任ニ就テハ特別ナル考慮ヲ拂フベシ

一 政府ハ東京都ニ於ケル一般行政ト警察行政トノ一元的運營ヲ期スル爲特ニ配意スベシ

一 政府ハ帝都防空ノ重要性ニ顧ミ防空諸施設ノ強化及防空業務ノ一元的運營ニ就キ特ニ留意スベシ

此ノ三項デアリマス、引續イテ採決ニ入りマシタ所、松永君ノ修正案ト、原案中修正點ヲ除キマシタ部分全部茲ニ附帶決議トモ、滿場一致ヲ以テ之ヲ可決スベキモノト致シタノデアリマス、此ノ段御報告申上ゲマス(拍手)。

○議長(岡田忠彦君) 本案ノ第一讀會ヲ開クニ御異議アリマセヌ力

〔異議ナシ〕ト呼ブ者アリ

○議長(岡田忠彦君) 御異議ナシト認メマス、仍テ本案ノ第一讀會ヲ開キ、議案全部ヲ議題ト致シマス

東京都制案

第一讀會(確定議)

○議長(岡田忠彦君) 別ニ御發議モアリマセヌ、第二讀會ヲ省略シテ、委員長報告通り確定致シマシタ(拍手)

次會ノ議事日程ハ公報ヲ以テ通知致シマス、本日ハ是ニテ散會致シマス

午後五時十五分散會

三一七一 三四一三五 報告 委員會ノ經過 委員會報告

頁 段 行 誤 正

衆議院議事速記録第十六號中正誤